

第 9-7 表 社会保障負担料率

Table 9-7: Employer-employee social security rates

	年金	医療	介護	雇用	その他		
	2023年、%						
日本 1)	18.300	10.0	1.82	1.55	なし		JPN
労働者				0.60	—		employee
使用者	労使折半	労使折半	労使折半	0.95	—		employer
アメリカ 2)	12.4	2.90	なし	(0.60+州税)	なし		USA
労働者	6.2	1.45	—	—	—		employee
使用者	6.2	1.45	—	(0.60+州税)	—		employer
イギリス 3)	23.8	主に税財源	なし	国民保険 制度に統合	なし		UK
労働者	10.0	—	—	—	—		employee
使用者	13.8	—	—	—	—		employer
ドイツ 4)	18.6	14.6	2.4～4.0	2.6	なし		DEU
労働者	9.3	7.3	0.7～2.3	1.3	—		employee
使用者	9.3	7.3	1.7	1.3	—		employer
フランス 5)	17.75	7.30	主に税財源	4.05	家族 手当	住宅支援基 金への拠出	FRA
労働者	+ 6.90 † 0.40	0.00	—	0.00	—	—	employee
使用者	+ 8.55 † 1.90	7.30	—	4.05	3.45	+ 0.1 † 0.5	employer
	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others		

出典：〔日本〕厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会、〔アメリカ〕社会保障庁及び労働省、〔イギリス〕Gov.uk、〔ドイツ〕貿易・投資振興機関(GTAI)、〔フランス〕国立統計経済研究所(Insee)、雇用局、社会保障費徴収機関(URSSAF)

注 1) 〔年金〕厚生年金の一般被保険者の保険料率（2017年9月分から適用）。〔医療〕全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる（2023年3月分から適用される料率は9.33～10.51％）。〔介護〕40～64歳までの第2号被保険者の保険料率。2023年3月分から適用。〔雇用〕「一般の事業」における負担率。詳細については「第4-7表 失業保険制度」の財源の項（p.162）を参照。

2) 〔年金〕2013年から、Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9％が加算された。〔医療〕メディケアパートAを指す。〔雇用〕使用者が全額負担（3州を除く）。連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0％の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6％になる。州の料率や課税対象額は州ごとに異なり、全米レベルで統一した料率はない。

3) 公的年金、雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。2024年1月より、減税策の一環として労働者向けの料率を12％から10％に引き下げた。なお、所定額（2023年度は週967ポンド）を超える所得については、労働者向けの料率は2％。

4) 〔医療〕追加の保険料率は、2023年推計平均で1.6％（労使折半）。〔介護〕従業員の介護保険料は、当該従業員の子供数（25歳未満）によって決まる。ザクセン州のみ異なる特別規定が適用される。

5) 民間部門の場合。〔年金〕老齢保険を指す。+ 4万3992ユーロ／年までの給与に対する割合（2023年）。このほかに寡婦保険0.1％があるがこれは本人負担。† 対全給与。〔医療〕17万5968ユーロ／年までの給与に対する割合（2023年）。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われ、バラン、オーラン、モーゼルの各県における被用者からの拠出1.50％以外は2019年1月1日以降廃止された。使用者による拠出は、法定最賃(SMIC)の2.5倍までの負担率。〔雇用〕2019年1月以降、被用者からの拠出は廃止。その代替として一般社会拠出(CSG)9.2％を被用者が拠出し、そのうち1.47％が失業保険の財源である。〔家族手当〕フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45％。〔住宅支援基金への拠出〕+ 従業員規模20人未満は0.1％、+ 20人以上は0.5％。